本号で公布された法令のあらまし

◇気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（法律第二三号）

（環境省）

一　気候変動適応法の一部改正関係

1　目的

この法律の目的に、熱中症対策の推進を追加することとした。（第一条関係）

2　定義

この法律において「熱中症対策」とは、気候変動適応のうち、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するために国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業者若しくは国民が行う取組をいうこととした。（第二条第三項関係）

3　気候変動適応計画の策定

気候変動適応に関する計画（以下「気候変動適応計画」という。）に定める事項として、熱中症対策実行計画に関する基本的事項を追加することとした。（第七条第二項第一〇号関係）

4　熱中症対策実行計画

政府は、気候変動適応計画に即して、熱中症対策の集中的かつ計画的な推進を図るため、熱中症対策の実行に関する計画（以下「熱中症対策実行計画」という。）を定めなければならないこととした。（第一六条第一項関係）

5　熱中症警戒情報

環境大臣は、気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合として環境省令で定める場合に該当すると認めるときは、期間及び地域を明らかにして、当該被害の発生を警戒すべき旨の情報（以下「熱中症警戒情報」という。）を発表し、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないこととした。（第一八条関係）

6　熱中症特別警戒情報

環境大臣は、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合として環境省令で定める場合に該当すると認めるときは、期間、地域その他環境省令で定める事項を明らかにして、当該被害の発生を特に警戒すべき旨の情報（以下「熱中症特別警戒情報」という。）を発表し、関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないこととした。（第一九条第一項関係）

7　調査及び協力

環境大臣は、気象に関する情報、熱中症による人の健康に係る被害に関する情報その他の情報を活用しつつ、熱中症警戒情報又は熱中症特別警戒情報を的確かつ迅速に発表するための調査を行うこととした。（第二〇条第一項関係）

8　指定暑熱避難施設

㈠　市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、当該市町村の区域内に存する施設であって基準に適合するものを指定暑熱避難施設として指定することができることとした。（第二一条第一項関係）

㈡　市町村長は、当該市町村以外の者が管理する施設を㈠の指定暑熱避難施設として指定したときは、当該指定暑熱避難施設の管理者との間において、協定指定暑熱避難施設を開放することができる日及び時間帯（以下「開放可能日等」という。）等を定めた協定を締結することとした。（第二一条第三項関係）

㈢　市町村長は、当該市町村が管理する施設を㈠の指定暑熱避難施設として指定したとき、及び㈡の協定を締結したときは、開放可能日等を公表しなければならないこととした。（第二一条第四項関係）

㈣　指定暑熱避難施設の管理者は、熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該熱中症特別警戒情報に係る期間のうち公表された開放可能日等において、当該指定暑熱避難施設を開放しなければならないこととした。（第二一条第五項関係）

9　熱中症対策普及団体

㈠　市町村長は、特定非営利活動法人等であって、㈡の事業に関し基準に適合すると認められるものを、熱中症対策普及団体（以下「普及団体」という。）として指定することができることとした。（第二三条第一項関係）

㈡　普及団体は、次に掲げる事業を行うこととした。（第二三条第三項関係）

(1)　熱中症対策について、当該市町村の区域に所在する事業者及び当該市町村の住民に対する啓発活動及び広報活動を行うこと。

(2)　熱中症対策について、当該市町村の住民からの相談に応じ、及び必要な助言を行うこと。

㈢　普及団体の職員等は、㈡の(2)の事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。（第二三条第七項関係）

二　独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正関係

1　独立行政法人環境再生保全機構の目的

目的規定に、熱中症対策に関する情報の整理等を追加することとした。（第三条関係）

2　業務の範囲

独立行政法人環境再生保全機構の業務として、熱中症対策に関する事項を追加することとした。（第一〇条第一項第一一号及び第一二号関係）

三　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすることとした。ただし、一の1から4までについては、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇海上運送法等の一部を改正する法律（法律第二四号）（国土交通省）

一　海上運送法の一部改正関係

1　一般旅客定期航路事業

㈠　許可の欠格事由の拡充

国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過していない者である場合等には、許可をしてはならないこととした。（第五条関係）

㈡　安全統括管理者

(1)　一般旅客定期航路事業者は、その事業における安全管理体制の確保を図るため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であって、9の㈠の(1)の資格者証の交付を受けている者のうちから、安全統括管理者一人を選任しなければならないこととした。（第一〇条の四第一項関係）

(2)　安全統括管理者は、輸送の安全を確保するための事業の運営の方針の決定等の職務を行うこととし、小型船舶をその事業の用に供する一般旅客定期航路事業者が選任した安全統括管理者は、当該職務のほか、当該小型船舶に船長として乗船しようとする者が一定の要件に適合することの確認を行わなければならないこととした。（第一〇条の四第二項及び第三項関係）

(3)　安全統括管理者は、誠実にその職務を行わなければならないこととした。（第一〇条の五第一項関係）

(4)　一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者に対し、(2)の職務及び確認を行うため必要な権限を与え、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならないこととした。（第一〇条の五第二項及び第三項関係）

㈢　運航管理者

(1)　一般旅客定期航路事業者は、その事業の用に供する船舶の運航を管理させるため、9の㈡の(1)の資格者証の交付を受けている者のうちから、船舶ごとに運航管理者を選任しなければならないこととした。（第一〇条の六第一項関係）